

島根原子力発電所対策特別委員会 次第

令和4年3月14日（月）

第 1 会 議 室

1 開会宣告

2 付託事件の審査及び調査

- (1) 島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について
- (2) 原子力災害に備えた島根県広域避難計画の修正について
- (3) 令和3年度島根県原子力防災訓練の実施結果について
- (4) 原子力災害に備えた県立浜山公園体育館の環境整備について
- (5) 松江市の再稼働判断に係る状況について

3 請願・陳情の審査

(1) 請願

- ①新規6件（第35号、第38号、第39号、第41号、第42号、第43号）
- ②継続3件（第30号、第31号、第32号）

(2) 陳情

- ①新規2件（第200号、第201号）
- ②継続1件（第185号）

4 その他

5 閉会宣告

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

1. 目的

国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正を反映するため、県地域防災計画を修正する

2. 主な修正項目

(1) 防災基本計画の修正に伴う修正

避難過程や避難先等における具体的な感染対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を追記

(2) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

施設敷地緊急事態要避難者の範囲を明確にするため定義を次のとおり変更

PAZ 内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者

- ① 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ② 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ③ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3. スケジュール

令和4年1月17日～2月17日 パブリックコメントの実施

令和4年3月17日 島根県防災会議（書面）開催

原子力災害に備えた島根県広域避難計画の修正について

1. 目的

島根地域全体の避難計画である「島根地域の緊急時対応」が策定されたことを踏まえ、県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正内容等を反映するため、県広域避難計画を修正する

2. 主な修正項目

(1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）の記載内容を反映

①島根原子力発電所1号炉に係る原子力災害対策重点区域

国から廃止措置計画認可を受け、かつ燃料が十分な期間冷却されたものとして告示を受けた1号炉の区域をPAZはなし、UPZは概ね5km圏内に変更

②防護措置の考え方

放射性物質放出前の発電所の状態に応じた防護措置の考え方、放射性物質放出後の防護措置の考え方を図を用いて表現

(2) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

施設敷地緊急事態要避難者の範囲を明確にするため定義を次のとおり変更

PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者

- ① 要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ② 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ③ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

3. 今後の実効性向上のための取組

- (1) 国による広域避難の支援体制の強化
- (2) 避難先自治体との連携体制の強化
- (3) 避難計画の住民への周知と住民理解の促進

4. スケジュール

3月 8日 県議会総務委員会に報告

3月14日 県議会島根原子力発電所対策特別委員会に報告

令和3年度 島根県原子力防災訓練の実施結果について

1. 概要

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図ることを目的として開催

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民参加の避難訓練等は中止し、規模を縮小して実施

2. 日程・訓練項目

訓練日	訓練項目
2月2日（水）	自治体等の初動対応訓練 〔訓練場所〕 県庁、各市役所ほか 緊急時モニタリング訓練 〔訓練場所〕 原子力環境センター

3. 参加機関・参加者数

126 機関、約 2,500 人

（ 島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、自衛隊、中国電力 ほか ）

4. 訓練の成果等

(1) 避難行動要支援者の避難に係る対応

避難行動要支援者の避難に必要な車両の種類・台数・集結場所などの情報を収集し、確保車両を必要な場所へ配車するための手順を確認

(2) 厳冬期における防護措置に係る対応

気温低下や積雪等の気象や道路に関する情報を道路管理者や実動組織と共有し、避難ルートの優先除雪や道路啓開を要請する際の手順を確認

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

感染拡大で自宅療養者が多数いる状況下で避難が必要となった場合、自宅療養者については濃厚接触者と同様に、県内の施設で一時滞在とすることを確認

原子力災害に備えた県立浜山公園体育館の環境整備について

1. 概要

島根県原子力災害業務継続計画において、県庁等が所在する地域に避難等の指示が出された場合、次のとおり業務を継続

- (1) 災害対策本部は、住民の避難完了後、出雲合同庁舎へ移転
- (2) 災害対策本部以外の災害時でも継続すべき業務については、避難等の指示が出された段階で県立浜山公園体育館（カミアリーナ）へ移転

この度、カミアリーナで職員が業務を行う環境を整備

2. 具体的な整備内容等

- (1) 移転する想定人員 最大945名
- (2) 継続する主な業務 感染症対策、児童虐待防止、高齢者施設の運営支援、各種資金貸付、災害復旧、被災離職者等の就労支援
- (3) 整備内容 通信環境整備（行政LAN（無線）、電話回線）
非常用発電設備機能強化
燃料タンク強化（3日間連続運用）

3. 令和4年度当初予算額

405,000千円（国費392,850千円、一般財源12,150千円）

国費は、経済産業省「自衛的備蓄補助金」充当

松江市の再稼働判断に係る状況について

1. 主な経過

- 9月15日 原子力規制委員会が島根原発2号機の原子炉設置変更を許可
中国電力が設置変更許可を報告
国（経済産業大臣）が政府の再稼働方針への理解を要請
- 12月21日 市議会が早期再稼働を求める陳情8件を採択、再稼働に同意しないこと
などを求める陳情21件を不採択
- 2月15日 市議会が住民投票条例否決、議会各派の意見表明
市長が中国電力との安全協定に基づく設置変更許可の事前了解、政府の
再稼働方針への理解の表明
- 2月17日 中国電力、国（経済産業副大臣）へ回答
中国電力、経済産業省、原子力規制委員会、内閣府へ必要事項を要請

2. 松江市から中国電力、国への要請内容

(1) 中国電力に対するもの

- ①原子力規制委員会の審査等への適切な対応
- ②設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の審査状況の丁寧な情報提供
- ③安全対策に常に最新の知見を反映すること
- ④安全文化醸成への不断の取組とその情報提供
- ⑤発電所の防災対策に係る要員の対応能力向上に努め、周辺住民のリスクを最大限
低減させること
- ⑥防災要員の派遣や防災資機材の提供など、全社を挙げた対応
- ⑦原子力部門や研究施設等の本社機能移転の実現に向けた検討

(2) 経済産業省に対するもの

- ①エネルギーの安定供給の確保、持続可能なエネルギー政策の着実な推進
- ②エネルギー政策及び原子力政策の状況についての市民への丁寧な説明
- ③安全対策、避難対策、道路などの社会基盤整備について、関係省庁が適切な措置
を講じるよう調整すること

(3) 原子力規制委員会に対するもの

- ①設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の厳格な審査
- ②新たな知見を速やかに基準に反映するなど、安全性向上に不断に取り組むこと
- ③中国電力の過去の不適切事案を踏まえ、日常検査において適切かつ厳格な指導を
行うこと

(4) 内閣府に対するもの

- ①市の原子力災害対策の実効性向上への取組に対する最大限の支援
- ②不測の事態において実動機関の全面的な支援が受けられるよう、関係機関との連
携を強化すること
- ③段階的避難の考え方や屋内退避の有効性について、住民の理解が進む効果的な広
報・啓発活動の実施